

議案第6号 牧之原市職務権限の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

1. 5番 平口朋彦 議員

1. 今から遡ること約11年前の平成19年6月27日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、地教行法）」が公布され、翌平成20年4月1日から施行されることとなった。この地教行法第23条において、学校における体育を除くスポーツに関する事務と文化財の保護を除く文化に関する事務については、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができるようになる、という「できる規定」が盛り込まれ、本市においては県下に先駆け、平成20年の2月定例会にて「職務権限の特例に関する条例」を制定した。それを今回再び、教育委員会部局へと戻そうとするものであるが、市はこの11年間をどう総括したのか。
2. 全国的に一旦は首長部局に移管したものを再度、教育委員会部局に戻した地方公共団体はいくつあるのか。
3. 定例会初日の提案説明および2月18日の議員全員協議会では、競技スポーツを積極的に振興するとともに、青少年スポーツの振興についても、学校の現状を踏まえた取り組みを図り、市のスポーツ環境の活性化を推進することを目的とする旨の発言があった。具体的にはどういう手段・方法で振興、推進していくのか。また同じく全員協議会内での発言で「健康体育、健康増進、この部分についても全て教育委員会で引き受けてやっていくのはかなり無理があるかなと思いますので、現在行っているところの部分は、健康のところでもやっていくと捉えている」との答弁もあった。これは市長および教育委員会それぞれの計2部局でスポーツに取り組むということか。そうであるならばそもそも職務権限の特例を廃止してはならないと考えるがいかがか。

議案第8号 牧之原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1. 5番 平口朋彦 議員

1. 本議案は平成30年8月の人事院による「公務員人事管理に関する報告」に準拠する形で、本市でも主に働き方改革と勤務環境の整備に資するため、長時間労働の是正や健康確保措置の強化を目指すものである。本条例案に伴い改正される規則内の「超過勤務命令の上限」や「医師の面談指導を行うことが義務となる超過勤務時間1か月あたり100時間超から80時間超に引き下げる」ことについて、市職員の保護の観点から人事院報告よりも厳格化し、更なる引き下げを市独自ででき得るのか。またもし可能だとした場合、それぞれの時間について市では検討をしたのか。

2. 現状、一般的な民間企業の労働環境と比べ、主に勤務時間や休暇等に関してどういった違いや差があるのか。

3. この改正が、市職員に与える影響はどういったものが考えられるか。

#### 議案第 10 号 牧之原市介護保険条例の一部を改正する条例

##### 1. 6 番 藤 野 守 議員

1. 訪問系サービスでは事業所の営業日の減少、事業休止があるとのことだが、要因は人材不足のみによるものか。その他の要因があるか伺う。

2. 事業所に実施したアンケートでは元気な高齢者に依頼可能業務として第 1 位の食事の配膳・下膳から第 5 位のごみ収集等との結果である。

第 6 位以下ではどのような業務があげられているか伺う。

3. 元気な高齢者に対する研修はどこが（市・包括・事業所等）実施するか伺う。

##### 2. 14 番 大 石 和 央 議員

介護現場での人材不足に対応するため高齢者の人材養成等の支援を行うものである。予算ではアクティブシニア活躍支援事業費 444 万円が計上されている。

1. 市内の介護施設におけるヘルパー不足の現状はどうか。

2. 何人養成する計画か。

#### 議案第 13 号 牧之原市物産センター条例の制定について

##### 1. 14 番 大 石 和 央 議員

本条例は事業について 4 月 1 日から指定管理者選定までの市の直営に関するものだが、よって市生産者・会員への説明・理解はどのようになっているのか。

#### 議案第 23 号 新市建設計画の変更について

##### 1. 14 番 大 石 和 央 議員

財政計画について、市債と公債費については平成 32 年度まで市債が上回り起債残高は 200 億円を超える。33 年度以降について市債は 18 億円と見込んでいるが、その根拠について伺う。